

参考資料（用語集）

○アレルギー物質

食品に含まれる、アレルギーをはじめとした過敏症（アレルギー疾患）を惹起することが知られている物質（アレルギー物質）については、小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かにの7品目について、アレルギー物質を含む特定原材料としての表示が義務付けられています。現在、容器包装された加工食品について、微量であっても、特定原材料を含有する場合には当該原材料名を表示することとされています。

また、次の18品目の食品については、特定のアレルギー体質を持つ方には過去に健康被害の発生がみられていることから、これらを原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めるよう推奨されています。

あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

○遺伝子組換え食品（遺伝子組換え食品表示）

遺伝子組換え技術（組換え DNA 技術）とは、食品として用いられている植物等の性質を人間にとってより有利なものに変えるために、他の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、その植物等に組み込むといった技術のことです。この技術により、食品生産を量的・質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、加工特性などの品質向上に利用されることが期待されています。遺伝子組換え食品は、こうした組換え DNA 技術を応用した食品をいいます。

遺伝子組換え食品である大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファについては、食品衛生法施行規則で組換え DNA 技術応用作物に関する表示に関する規定が設けられており、農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたタンパク質が残存するものについては、「遺伝子組換えである」旨、又は「遺伝子組換え不分別である」旨の表示が義務づけられています。

○茨城県における食品の安全確保基本方針

茨城県が、県民が安心して食生活を送れるよう、生産者、製造者、流通業者、消費者が一体となって生産から消費に至る一貫した食品安全確保に取り組むため平成14年3月に策定した方針で、平成19年5月には、策定後の社会情勢の変化や、より県民の皆様に分かりやすい基本方針とするため、「生産から消費」に至る流れに沿った柱立てにするなど必要な見直しを行いました。

○茨城県における食品の安全確保アクションプラン

茨城県が、「茨城県における食品の安全確保基本方針」に基づき実施する施策について、平成20年3月に策定した平成20年度からの5年間を計画期間とする農林水産物の生産から製造・加工を経て消費に至るまでの各段階における安全性の確保に関する「行動目標」などを盛り込んだ行動計画です。

○茨城県食の安全対策連絡会議

茨城県が、「茨城県における食品の安全確保基本方針」に基づき食品の安全確保対策を推進するため、「茨城県における食品の安全確保推進委員会」を発展的に解消して平成16年2月に設置した県の関係機関の職員等を委員とする連絡会議です。

○茨城県食の安全・安心委員会

茨城県が、食品の安全確保に関し幅広く意見や要望等について聞くため平成14年5月に設置した消費者、生産者、食品営業者、学識経験者で構成する委員会です。

○茨城県健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領

いわゆる「健康食品」又は健康食品と称する無承認無許可医薬品による健康被害発生時の拡大防止を目的として、県の関係機関の対応について定めた要領です。

○「いばらきハサップ認証事業」

国の総合衛生管理製造過程承認制度の対象とならない食品営業のうち、既にハサップシステムを導入し、一定の基準に適合する営業者を茨城県が認証する事業で、平成19年度から始まりしました。認証を受けた営業者は、茨城県が定めた認証マークを製品に表示することができます。

○牛海綿状脳症（BSE）

BSE（伝達性海綿状脳症：Bovine Spongiform Encephalopathies）という、未だ一部に解明されていない伝達因子（異常プリオン）と関係する動物の病気の1つで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起し、起立不能等の症状を引き起こす遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病です。原因は、プリオンという通常の細胞タンパクの異常化したものが原因物質として有力視されています。昭和61年に英国で発生し、我が国においても平成13年9月に牛海綿状脳症に罹患する牛が発見され、平成20年2月現在までに36頭のり患牛が我が国で確認されています。

○毒劇物迅速検査キット

劇毒物による食中毒事件等発生時の初期対応において、迅速な原因究明のためのキットであり、ヒ素化合物、シアン化合物、硝酸化合物、亜硝酸化合物、殺虫剤（コリンエステラーゼ阻害剤）の5項目が検査可能です。

○GLP（Good Laboratory Practice＝適正検査基準）

自治体等の設置する食品衛生検査施設が、そこで実施する食品検査の成績の信頼性を確保するために食品衛生法に基づき実施しなければならない業務のことです。

○収去検査

食品、添加物、器具、容器包装などを試験の試料に供する目的として、所有者（事業者等）から対価を支払わずに無償で取り立てることで、この際に、被収去者（所有者）に対し収去証を交付します。

○食鳥検査員

食鳥処理法の規定に基づき、食用に供する目的でとさつした食鳥の検査等を実施する都道府県等の職員。食品衛生監視員、と畜検査員、狂犬病予防員及び環境衛生監視員であって獣医師の資格を有するもののうちから都道府県知事等が指定する。

○食鳥処理場

食鳥をとさつし、羽毛を除去し、食鳥とたいの内臓を摘出する行為を行う施設。

この施設は、年間処理羽数により次のように区別されます。

- 1) 認定小規模食鳥処理場・・・年間処理羽数 30 万羽未満の施設
- 2) 大規模食鳥処理場・・・・・・年間処理羽数 30 万羽以上の施設

○食品衛生監視員

食品衛生法の規定に基づき、食品に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導の職務等を行う職員のことをいい、厚生労働大臣の指定した養成施設で所定の課程を修了すること、又は薬剤師・獣医師であることなど一定の資格要件が定められています。国の食品衛生監視員は、検疫所における輸入食品の監視指導や地方厚生局における総合衛生管理製造過程の承認等を主として行っています。一方、自治体の食品衛生監視員は、保健所などにおいて各自治体の所管地域の営業施設等への監視指導を行っています。平成 15 年の法改正により、国が監視指導の実施に関する統一的な考え方（食品衛生に関する監視指導指針）を示し、その指針に基づき、国は輸入食品について「輸入食品監視指導計画」を策定し、自治体は「都道府県等監視指導計画」を策定し、それぞれ計画に従って監視指導の業務を行うこととなりました。

○食品衛生管理者

食品衛生法の規定に基づき、乳製品、食肉製品、添加物等の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工工程を衛生的に管理するために、施設ごとに食品衛生管理者を置かなければならないとされています。これは、食品衛生管理者を中心とした自主管理体制により安全な製品を製造・加工することを目的としています。食品衛生管理者は試験によって資格を取得するのではなく、営業者が食品衛生管理者の資格要件を満たす者の中から選任し、その旨を保健所に届け出ることとされています。平成 15 年の食品衛生法改正により、食品衛生管理者の責務が追加され、営業者に対して必要な意見を述べるなど、さらに事業者による自主管理の促進が図られることとなりました。

○食品衛生責任者

食品衛生法の規定に基づき、食品の製造販売、飲食店などの食品に係る事業を行う営業者が営業施設、食品等取扱い設備及び食品等の取扱いに係る衛生管理をするために施設ごとに設置する責任者のことで、定期的の実務講習会を受講し知識の向上を図り、店舗の自主管理と衛生レベルの向上を努めることを目的としています。

○食品衛生推進員

平成 7 年の食品衛生法の改正により新設されたもので、県知事の委嘱を受け、地域の情報収集及び伝達、営業許可の前指導、保健所活動への協力等の活動をされる方です。食品衛生の確保に活躍される方です。本県では平成 8 年度から食品衛生推進員が委嘱されています。食品衛生推進員の委嘱期間は 2 年間で平成 20 年度には、1,500 名が委嘱され、活躍しています。

○食品衛生指導員

営業者自らが、自主的に安全な食品を確保するための対策として、昭和 35 年に日本食品衛生協会が導入した制度です。本県においては、現在 1,685 名が(社)茨城県食品衛生協会長から委嘱を受けて各地域において営業施設の自主巡回指導、食品衛生責任者の養成及び製品の自主検査の推進、消費者への食品衛生思想の普及啓発等に活躍しています。

○食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する指針

食品衛生法の規定により、厚生労働大臣が、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導の実施に関して定めなければならないこととされている指針です。

なお、この指針に関する規定は、平成 15 年 8 月に施行されたものです。

○食品供給行程（フードチェーン）

農水畜産物の生産から、食品の販売に至る一連の食品供給の行程をいいます。

○総合衛生管理製造過程

製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程のことです。

○立入検査

行政機関の職員が、その長の命を受けて、行政法規の執行を確保するために、調査、検査等を行う必要があるとき、関係者の同意を前提とせず強制的に立ち入ることをいい、検査の対象は、食品、添加物、器具、容器包装、営業の施設（換気装置、排水設備、調理台、流し場、手洗所など）、帳簿書類その他の物件であり、食品衛生法違反の事実の有無を判断するために調べることであり、書類上の調査、物件の官能検査が中心となります。

○特定部位

BSE（牛海綿状脳症）の原因となる異常プリオンが蓄積しやすい臓器等で、牛の頭部（舌、頬肉を除く）、脊髓及び回腸遠位部（盲腸の接続部分から 2メートル以内）を指定しています。

○と畜検査員

と畜場法の規定に基づき、食用に供する目的でとさつした獣畜の検査等を実施する都道府県等の職員。獣医師の資格を有する職員のうちから都道府県知事等が任命する。

○HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point 危害分析重要管理点) システム

食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法の 1 つで、具体的には、食品の製造業者が原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するという手法であり、国際的にもその導入が推進されています。我が国では平成 7 年に HACCP 方式による衛生管理を法的に位置づけた「総合衛生管理製造過程の厚生労働大臣承認制度」が創設されました。この制度は、乳、乳製品、食肉製品等政令で定める食品を製造・加工する施設ごとに、任意の申請に対して審査を行い、承認するものですが、承認を受けた施設では法に規定する製造基準に適合しない製造方法による食品の製造・加工が可能となります。また、本制度は、本来、営業者による自主管理を促すために創設されたものですが、当該承認施設において重大な食中毒事件が発生したこと等を踏まえ、平成 15 年の食品衛生法改正で、更新制（3 年ごと）を導入しました。

○HACCP 普及促進事業

有効な食品の安全性確保システムとされる HACCP を食品業界に普及させるため社団法人茨城県食品衛生協会が専門技術員を配置して進めている県の補助事業です。

○保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）

食品ごとに厚生労働大臣の許可又は承認を受けなければならない「特定保健用食品」と、類型化され、規格基準や表示基準等が設定された「栄養機能食品」の総称が、「保健機能食品」です。このうち「特定保健用食品」は、身体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含んでおり、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、お腹の調子を整えるのに役立つなどの、特定の保健の用途のために利用されることを趣旨とした食品であり、販売するためには、特定の保健機能について、科学的根拠を示して、有効性及び安全性の審査及び国から個別に許可を受ける必要があります。また「栄養機能食品」は、高齢化や食生活の乱れなどにより、通常の食生活を行うことが難しく、1 日に必要な栄養成分が摂れない場合など、栄養成分の補給・補完のために利用してもらうことを趣旨とした食品で、1 日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が上・下限値の範囲内にある必要があります。また、栄養機能表示だけでなく、注意喚起表示等も表示する必要があります。表示に際しては、厚生労働大臣の個別許可は必要ありません。

○ポジティブリスト制度

農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬」という。）が残留する食品の販売等を原則禁止する制度ですが、特に残留基準が設定された農薬等（ポジティブリスト）については、基準の範囲内であれば流通を認める制度です。平成 15 年の食品衛生法改正により導入が規定され、平成 18 年 5 月 29 日から施行されます。

本制度の導入にあたり、国際基準であるコーデックス基準、農薬取締法などの関係国内法令及び国際的に科学的評価に必要なデータに基づき区順を設定していると考えられる米国、豪州、EU等の基

準を参考に 799 物質について残留基準（暫定基準を含む）が設定されました。これは、従前の 283 物質に比べ大きく増加しています。また、人の健康を損なう恐れがない量（基準の定められていない農薬等についての残留の有無の判断値）として 0.01 ppm が定められました。

○リスクコミュニケーション

関係者相互間における情報及び意見の交換を指し、リスク分析の 3 要素の 1 つです。食品の安全性の確保に関する施策については、健康への悪影響が生ずる確率とその程度（リスク）が存在することを前提とした「リスクの管理」を目指すべきであるという考え方から施策の策定に当たっては社会的な合意が形成されることが重要となっていることを踏まえ、施策の策定への国民の意見の反映及びその過程の公正性と透明性の確保を目的として行われるものです。リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法にその基本理念が規定されたほか、平成 15 年の食品衛生法改正において、厚生労働大臣や都道府県知事等は食品の規格基準や監視指導計画の策定など具体的な基準設定等に際し、その趣旨、内容等を公表し広く国民又は住民の意見を求めるとともに、基準設定等を行う場合以外についても、食品衛生に関する施策全般について、定期的に施策の実施状況を公表し広く国民又は住民の意見を求める旨の規定が設けられました。